

相生市道路照明LED化事業

提案募集要項

令和4年9月

相生市 建設農林部都市整備課

1 募集の趣旨

相生市（以下「本市」という。）に設置している道路照明を、LED照明灯具に交換することで、省エネルギー化を図り、地球温暖化に係る温室効果ガスの削減と、電気料の削減、修理並びに交換回数の削減により財政負担の低減等を図ることを目的とする。

LED化の推進にあたっては、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、工事・維持管理に関する提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「最優秀提案者」という）を優先交渉権利者として、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業に係る契約の締結、事業の実施を行っていくものとする。

ただし、本件は、令和4年12月議会において予算成立することを前提に行う準備行為であり、予算が成立しなかった場合には、契約は行わないものとする。この場合、提案書作成等に要した全ての費用は、提案者の負担とする。

2 事業概要

(1) 事業名称

相生市道路照明LED化事業（以下「本事業」という。）

(2) 契約方式及び契約年数

ア 賃貸借契約（付帯サービス付き）

契約年数 10年間（令和5年7月1日～令和15年3月31日）

令和5年4月1日以降の道路照明LED化交換工事完了日からリースを開始

イ LED 道路照明への改修等

契約締結日の翌日から令和5年6月30日

(3) 事業限度額

143,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※消費税は10%として計算するものとする。

(4) 事業内容

事業者は、既存道路照明の実際の設置状況を踏まえた提案を基に、賃貸借方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理）について、本市と合意した内容で契約を締結し、本事業の契約期間内において善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

ア 現地調査

- イ 電力契約の照合・申し込み
- ウ 本設備の設置計画・施工・施工監理
- エ 既設道路照明の撤去・リサイクル・廃棄処分
- オ 道路照明管理システム構築及び更新データの納品
- カ 道路照明の管理プレートの設置
- キ 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ク 賃貸借終了後の対応

(5) 対象灯数

2, 746灯 内既設LED 1, 537灯

※合計基数は、令和4年7月末現在の数値である。

※道路照明の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

3 事業者の行う業務範囲

事業者の行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) LED照明調査業務（以下「調査業務」という。）

- ア 既設道路照明の位置を調査する。（所在地、引込み柱・道路照明の管理番号等、設備管理上必要となる各種情報の調査）
- イ 既設道路照明の設備を調査する。（灯具の種類、独立・共架の種別、灯数、ランプ種類、柱の腐食等）※既設LED照明についても調査すること。
- ウ 既設道路照明は調査時に写真撮影を行うものとする。（全景、近景、電柱番号、既設管理番号、柱腐食等の問題箇所）

(2) 電力契約の照合・申し込み

- ア 電力会社と緊密な連携のもと、既設道路照明に係る電力契約の調査及び現地調査結果を照合する。
- イ 電力契約と既設道路照明の数量を把握し、相互を調整する。
- ウ LED化に伴う契約変更の申し込み及びイで把握した契約相違に係る新設、減設申し込み、また不要な契約については解約を実施する。

(3) LED照明導入業務（以下「導入業務」という。）

- ア 本設備の設置計画・施工・施工監理
 - (ア) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、LED化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工監理を実施する。
 - (イ) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工監理を実施する。
 - (ウ) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮

した施工・施工監理を実施する。

イ 既設道路照明設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

(ア) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工監理を実施する。

(イ) 撤去した設備（灯具本体、グローブ等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告を行う。

※既設LED照明については対象外とする。

ウ 道路照明管理システム構築及び更新データの納品

(ア) 現地調査や電力契約の照合・申し込みの結果を反映させた道路照明システムを構築する。（最新の修繕状況等が、本市及び事業者で確認できるシステムとする）

(イ) 本事業開始後に、道路照明に関する本市からの異動連絡（新規設置、修繕、撤去、移設等）を受け付け、これに基づき道路照明管理システムを随時更新し、本市に報告すること。

(ウ) 既設LED道路照明及び賃貸借期間中に本市が新規設置する道路照明についても、道路照明管理システムのデータ更新対象とする。

エ 管理プレートの設置

(ア) ウにより作成する道路照明管理データをもとに、管理番号を表記した管理プレートを既設LED照明も含む全ての道路照明に設置する。

(イ) 管理プレートの材質は、高分子系材料の場合は、紫外線などによる対候性能について、JIS A 1415（2013年）での試験をクリアしていること。また、金属系の場合は、錆の発生が無いこと。

(ウ) 管理プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。

(エ) 管理プレートはステンレスバンド又は、コンクリートバンドで地表2m前後の位置に取り付ける。

(オ) 管理プレートには下記が確認しやすいデザインとする。

- a 相生市道路照明
- b 管理番号
- c 故障時の連絡先等

オ 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）

(ア) 本市からの修繕依頼に基づき、本設備及び賃貸借開始後に本市が新たに設置した道路照明の修繕を行う。

(イ) 本市又は市民からの連絡受付のため、本事業専用電話回線を備えたコールセンターを設置するとともに、依頼に基づき本設備の修理ないし灯具交換を行うものとする。なお、当該作業のための現地確認は依頼を受けた日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く。）に実施するものとする。また、本設備

の修繕の実施結果及び本設備の維持管理状況を定期的に本市に報告する。

(ウ) 費用負担

a 事業者が費用負担する場合

(a) 本設備の製品としての不具合による故障

(b) 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の火災、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ事故によって生じた損害

b 本市が費用負担する場合

(a) 本市（本市の依頼による清掃・近接樹木の伐採・除雪などの作業によるものを含む。）の責による損害

(b) 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害

(c) 戦争・暴動・変乱による損害

(d) その他 a 以外で、事業者の責に因らない損害

(エ) 事業者は、本設備について、自己の負担で保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。

カ 契約終了後の本設備の対応

(ア) 契約期間終了後における事業者の設置した本設備の所有権の帰属については、本市に無償で譲渡するものとする。

キ その他

(ア) 既設LED道路照明についても維持管理及び道路照明管理システムのデータ更新の対象とする。

4 事業場所

本市全体の道路照明とする。（相生市所有）

5 契約者

相生市

6 本事業は次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	募集要項の配布 (ホームページで配布)	令和4年 9月 1日
2	質問書提出期限	令和4年 9月15日
3	質問回答 (ホームページ)	令和4年 9月22日
4	参加申込書提出期限	令和4年 9月30日
5	結果通知書等の送付	令和4年10月 6日
6	提案書類提出期限	令和4年10月20日

7	審査（プレゼンテーション、選考）	令和4年10月28日（予定）
8	最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	令和4年11月上旬
9	受託候補者と仕様等の協議	令和4年11月中旬
10	契約締結	令和4年12月
11	既設道路照明調査・まとめ・報告	令和4年12月～令和5年1月
12	道路照明LED化交換工事	令和5年2月～令和5年6月
13	道路照明管理システム構築	令和5年3月
14	賃貸借・付帯サービス開始	令和5年7月1日又は4月1日以降の 工事完了日

7 応募条件

(1) 応募者

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同体）とする。
- イ グループで応募する場合は、統括役割を担う代表者を1社選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。
- ウ グループで応募する場合は、参加表明時は、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に関わる諸手続及び契約等に関わる諸手続きを行う。
- オ 事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社を設立することも可能とする。
ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の事業役割を分担するものとする。
 - (ア) 統括（賃貸借）役割：本市の対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。
 - (イ) 調査役割：調査計画を策定し、それに基づき調査及び報告に関する業務を実施する。
 - (ウ) 施工監理役割：設置計画を行い、それに基づき施工監理に関する業務を実施する。
 - (エ) 機器納入役割：使用する主な機器を製造し、その性能等の責を負う。

(3) 応募者の参加資格

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすものとする。

- ア 応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- イ 応募者は、事業運営、維持管理、管理システムサポートを円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。
- ウ 応募者もしくは応募者グループの構成員は、令和4年4月1日において兵庫県内に本店または支店を有する事業者とする。
- エ 応募者もしくは応募者グループの構成員は、令和4年4月1日において本市の「入札参加資格者名簿」に登録があること。
- オ 応募者もしくは応募者グループの代表者は、募集要項配布日までに地方公共団体の本件同種、同等規模のLED化事業を契約した実績を有していること。
- カ 応募者もしくは施工監理役割会社については、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事業として特定建設業の許可を受けているもの。また本市の入札参加資格者名簿に登録があること。

（4）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 本募集要項の配布の日から提案書提出期限日までの期間に、相生市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ウ 本募集要項配布の日から提案書提出期限日までの期間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。なお、相生市暴力団排除条例に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。（以下「更生手続開始の申し立て」という。））をしている者又は更生手続開始の申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の

決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続き開始の申し立てをしなかった者又は更生手続きの申し立てをなされなかった者とみなす。

- キ 公告の日から過去3か月以内に相生市から契約解除をされていないこと。
- ク 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ケ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- コ 最近1年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
- サ 入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

8 応募に関する留意事項

（1）費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（2）提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

（3）特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

（4）本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。

（5）応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。また、同一資本の会社についても他の応募者の構成員となることができない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

(9) 消費税の取扱について

事業提案金額の消費税については10%で計算するものとする。但し、賃貸借開始日より事業提案金額から消費税が変動する場合は、事業開始前に本市と協議を行うものとする。

9 本事業選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は、「7 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

本市は、本事業に対する提案募集への応募者の資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者等の選定

本市職員の委員6名で構成される「相生市道路照明LED化事業公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

ア 詳細協議

最優秀提案者は優先交渉権利者となり、電気料削減等の詳細判断、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

イ 事業者の選定

優先交渉権利者は本市と協議を行い、協議が整えば各業務に関する契約を締結し、契約事業者(以下「事業者」という。)となる。なお、契約までの費用については

優先交渉権利者の負担とする。

優先交渉権利者と契約が成立しなかった場合は、優秀提案者が交渉権利者となり、本市と協議後、契約を締結する。

ウ 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口	: 相生市 都市整備課 市庁舎 2号館 2階
所在地	: 兵庫県相生市旭一丁目 1番 3号
TEL / FAX	: 0791-23-7136/0791-23-2741
電子メール	: doboku@city.aioi.lg.jp

10 本事業全体スケジュール

(1) 本提案募集の手続き

ア 募集要項等の配布 令和4年9月1日にホームページにて公表する。

(2) 質問受付

ア 募集要項及び資料に対する質問受付

本募集要項及び資料に関する質問の受付は、次により行う。

(ア) 質問者

質問は参加予定者とする。

(イ) 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。なお、電子メールの送信の際は、件名を「相生市道路照明LED化事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認するものとする。

(ウ) 受付期間

令和4年9月12日(月)から令和4年9月15日(木)午後5時まで(必着)

※電話確認は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

イ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和4年9月22日(木)にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明

応募者は、次により参加表明書、資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和4年9月26日(月)～令和4年9月30日(金)

受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

イ 受付場所

相生市 都市整備課窓口

ウ 提出書類

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出するものとする。

エ 提出書類のうち、企業概要、印鑑証明書、商業登記簿本、納税証明書、財務諸表、ISO認証証明書の写しは、代表者及び構成員の全てのものを提出するものとする。また、施工監理役割は、特定建設業の許可証明書、各資格者免許証の写し及び監理技術者免許証の写しも提出するものとする。

ただし、次の（ウ）～（カ）は本市の入札参加資格名簿登録業者は提出不要。

《参加表明書作成要領》

（ア）公募型プロポーザル参加表明書兼参加確認資格確認申請書（様式第2号）
グループで参加の場合は、代表企業者が作成し提出すること。

（イ）グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。

なお、その合意書には、事業役割の構成企業体が本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

（ウ）印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

（エ）商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

（オ）納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

（カ）財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

（キ）企業概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

a 企業概要（企業名、代表者役職・氏名、設立年、資本金、従業員数、営業所一覧、年間売上金額等）（様式第4号の1）

- b 企業状況表（様式第4号の2）
- c 有資格技術職員内訳表（任意様式）
- d 各役割の責任者業務実績表（任意様式）
- e その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(ク) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書の写しを提出すること。

ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

(ケ) リース関連事業実績一覧表※応募者又は応募グループ代表者のみ

以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。（様式は任意）

- ・事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・発注者 : 発注者名を記入すること。
- ・受注形態 : 単独又はグループの別を記入すること。
- ・契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- ・契約年月日 : 契約締結日を記入すること。
- ・契約期間 : 契約始期及び終期を記入すること。
- ・施設概要 : 施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月を記入すること。
- ・主な契約内容 : 対象機器数量を明記すること。

(コ) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、本事業に関連のある資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(カ) 監理技術者免許証の写し

施工監理役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(シ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書を提出すること。

(4) 参加資格確認

- ア 参加表明事業者はすべて、参加資格確認を行う。
- イ 審査は参加表明時に提出した書類をもって行う。
- ウ 審査結果に対する異議を申し立てることは出来ない。

(5) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加表明に関する応募書類が提出されたときは、応募条件（参加資格審査）及び

提出書類により、応募書類審査を実施し、応募条件を満たした応募者に対し、電子メール及び文書で企画提案を要請する。

ア 通知日 令和4年10月6日（木）

イ 郵送日 令和4年10月6日（木）

（6）提案書類の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に「15 本事業提案提出書類・作成要領」に従い、本事業提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間

令和4年10月13日（木）～令和4年10月20日（木）

受付時間は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。

イ 提出書類

「15 本事業提案提出書類・作成要領」によるものとする。

（7）参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第5号）を事務局へ提出するものとする。

1.1 審査及び結果の通知

（1）審査

選定委員会が、事業資金計画、計画・施工・施工管理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、本市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。なお、この審査においては次の事項を重視する。

ア 提案者の経営状況や資金調達計画の信頼性が高く具体的に確認できること。□

イ 本市の計画どおり環境や品質に対する意識が高く事業実行が可能か、具体的に確認できること。□

ウ 事業費の内訳（賃貸借料、付帯サービス料など）が明瞭かつ妥当であること。□

エ 事業費総額が少ないこと。（本市の支出が少ないこと。）

オ 現地調査の精度及び電力契約の照合を高める工夫があるか。□

カ LED照明具は、環境や品質に配慮した製品であること。□

キ LED照明具は設置実績が十分にあり、照明具仕様を満たす国内メーカーの製品であること。□

ク 作業の安全性を確保するとともに、計画的な施工が実施できる管理体制とする提案であること。□

ケ 警察指導への対応や周辺住民への配慮が十分であり、かつ災害時等の緊急体制

- が図れる提案であること。□
- コ 廃棄物の処理・再利用計画が具体的かつ充分であること。□
- サ 維持管理に関して、不点灯時や緊急時に迅速な対応が出来る体制を構築していること。□
- シ 募集の趣旨を十分理解し、提案に独自性があり、維持管理やデータ管理においても事業開始前及び終了後を見据えた工夫がなされた提案であること。□
- ス 市職員の業務負担軽減に繋がる提案であること。（点検業務等）□
- セ 本事業以前に設置したLED灯具（既設LED道路照明）の維持管理及び保証をすること。□
- ソ 本契約期間終了後の本設備の所有権の帰属などを含め、契約期間終了後の対応について提案があること。□
- タ 本市内の経済への活性化に貢献できる提案であること。□
- チ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- ア 本件における審査は、選定委員会において行うこととする。
- イ 審査結果は審査及びプレゼンテーションの審査点を合計した総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権利者とする。また、次点を優秀提案者とし、最優秀提案者との契約が成立しなかった場合の交渉権利者とする。
- ウ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

(3) 審査基準

選定委員会が、事業資金計画、現地調査、計画・施工・施工管理、使用機器や維持管理、環境・安全への配慮、本市経済への寄与などの観点から総合的な審査を行う。

なお、配点表や配点項目については、事前に参加者に通知するものとする。

(4) 企画提案の審査（プレゼンテーション）の実施

前項にて提出された提案書とあわせてプレゼンテーションを実施し、審査を実施するものとする。

- ア 実施日時及び場所は、後日、該当者に通知するものとする。
- イ 応募者からプレゼンテーション及びヒアリング（1者あたり45分以内：プレゼンテーション30分・ヒアリング「質疑時間」15分）をもとに、企画提案内容の実行能力を審査する。

※機材（スクリーン及びプロジェクター）は事務局で用意する。

※参加者は、応募者又は代表企業者及び施工監理会社のみで4名までとする。

(5) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果は講評としてまとめ、本市のホームページに掲載する。

(6) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合。

1.2 提案書における提示条件

提案者は、以下の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 賃貸借及び付帯サービス契約を実施できること。
- (2) 事業者の資金により道路照明のLED化改修を行い、毎年度の賃貸借料及び付帯サービス料が定額であること。
- (3) 「機器仕様書」で定める仕様に応じた製品を使用すること。
- (4) LED灯具以外にサービスを実施する上で必要な設備（器具）についても対応すること。
- (5) 本市の計画に基づき工事を遂行できること。
- (6) 本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。維持管理にかかる経費は原則として事業者が負担すること。
- (7) 本事業期間中に本市により新設される道路照明についても賃貸借対象機器同様、契約終了時まで維持管理を行う。
- (8) 契約期間終了後の本設備の所有権の帰属について言及すること。
- (9) その他、この要項に定めることのほか、本提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

1.3 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と契約事業者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 賃貸借期間中の事業者と本市の関わり

ア 本事業は、事業者の責により遂行され、本市は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として相生市道路照明LED化事業仕様書の「表：本事業の予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で本提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、賃貸借及び付帯サービスに係わる契約書において定めるものとする。

1.4 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権利者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に導入業務に関する契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和4年12月

(3) 契約の概要

募集要項、道路照明維持管理計画に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき調査及び工事、維持管理に関する業務内容並びに支払方法等を定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

1.5 本事業提案提出書類・作成要領

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを7部（正1部、副6部）提出すること。

- ① 提案書提出届
- ② 提案総括表
- ③ 事業の実施方針提案書
- ④ 調査等業務提案書
- ⑤ 使用機器提案書
- ⑥ 維持管理等提案書

- ⑦ 工事中の対応・廃棄計画書
- ⑧ 契約終了後の対応に係る提案書
- ⑨ その他提案書（任意）
- ⑩ 見積書（様式は任意）

(2) 作成要領

ア 一般的事項

- (ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体12ポイントで統一すること。
- (イ) 提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類表紙をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。
なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- (ウ) エネルギーに関する換算値
エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	CO ₂ 排出係数
電気	0.000351 (t-CO ₂ /kWh)

(3) 提案書提出届（様式第6号）

(4) 提案総括表

ア 改修提案項目一覧表（様式第7号の1）

提案項目を一覧表に記載すること。

イ 契約内容提案書（様式第7号の2）

事業期間における削減予定額、リース料・契約期間等について記載すること。

(5) 事業の実施方針提案書（様式第8号）

本事業の実施方針及び、事業実施効果、体制、工程、創意工夫している提案事項等について記載すること。

(6) 調査等業務提案書（様式第9号）

LED道路照明導入にあたっての現地調査、管理台帳データベース作成の業務内容等について記載すること。

(7) 使用機器提案書（様式第10号）

使用機器について、機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について公募仕様に対して記

述すること。製品の検査証明書、設計図や仕様書を添付する場合、それらは提案書制限枚数に含めない。

(8) 維持管理等提案書

ア 維持管理計画書（様式第11号の1）

本設備の維持管理業務（システム管理）に関する計画内容を記載すること。また、既存LED道路照明の補償、新設予定の道路照明の維持管理についての提案、コールセンターの運用方法、加入する保険等、コスト削減及びサービス水準の向上等視点で工夫している点があれば記載すること。

イ 緊急時対応提案書（様式第11号の2）

提案の安全性・信頼性・緊急時（故障時・災害時を含む）について、考え方及び対応方法（体制等）を記載すること。

(9) 工事中の対応・廃棄計画書（様式第12号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、電力会社への申請、修繕（維持管理）業者の活用方法に関する内容、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。

(10) 契約終了後の対応に係る提案書（様式第13号）

賃貸借期間終了後の対応、本設備の取り扱いについて記載すること。

(11) その他提案書（様式第14号）

本事業仕様以外で、本市にとって有益な提案がある場合は記載すること。
（市内業者の活用、LED照明の点検業務等についての提案）

(12) 見積書(任意様式)

様式は任意とするが、対象灯数の増減が想定されるため、種別毎単価が明確化され、数量の変更に対応できる見積内訳書とすること。

1.6 配布資料

(1) 配布資料の内容

本事業提案要請書と併せて応募者に配布、供覧する資料は次の通りとする。

ア 既設道路照明の概要

イ 道路照明維持管理費(電気料、修繕費)

ウ 関西電力との電気料金契約内訳データ

エ その他必要資料

(2) 配布、供覧期間（提案者に限る）

令和4年10月6日（木）～令和4年10月13日（木） 午後5時まで。

- (3) 配布、供覧場所
相生市 都市整備課

1.7 工事仕様

- (1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、本市と事前に調整をすること。
- (2) 取り外した灯具の取り扱いについては、本市が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (3) 安全管理に十分配慮すること。

1.8 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既設の道路照明で故障が発生した箇所。
- イ 通学路及び通園路の箇所。
- ウ その他、本市が優先と判断した箇所。

(2) 工事方法

設置する本設備については、本市の指定する方法、仕様等及び工事計画を遵守すること。

1.9 その他

- (1) 個々の機器の設置が完了した時点から使用の試行を開始する事とし、賃貸借期間開始までに障害が発生した場合は、事業者の責において修復することとする。
- (2) 本事業において導入する機器類は、期間終了後は本市の所有となることから、固定資産税にかかる事業者の納税義務は発生しない。

以上